

令和5年度

住宅確保要配慮者のニーズ把握調査票【上半期集計（4～9月相談受付分）】

回答担当部署	
氏名	
連絡先	

## 1 相談件数及び相談者の年代

相談者の年代	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	都市計画課住宅係
20歳未満（未成年）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20～64歳（現役世代）	134	12	16	62	0	0	0	11	2	31
65～74歳（前期高齢者）	31	3	3	0	0	0	1	2	0	22
75歳以上（後期高齢者）	26	3	1	0	5	2	0	0	0	15
計	192	18	20	62	5	2	1	13	2	69

## 2 入居希望人数

入居希望人数	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	都市計画課住宅係
単身	130	13	13	62	5	2	1	7	0	27
2人	28	2	3	0	0	0	0	2	0	21
3人以上	32	3	4	0	0	0	0	4	0	21
計	190	18	20	62	5	2	1	13	0	69

## 3 入居希望者の属性（複数可）

入居希望者の属性	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	都市計画課住宅係
高齢者（65歳以上）世帯	78	5	4	6	5	2	1	2	0	53
障がい者世帯	47	0	1	32	0	0	0	1	0	13
子ども（18歳未満）のいる世帯	34	2	7	0	0	0	0	6	0	19
所得の低い世帯（月収15万8千円以下）	113	18	20	22	0	2	1	0	0	50
生活保護受給者	11	0	0	2	0	0	0	6	0	3
ホームレス	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0
外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
犯罪歴がある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（DV被害者、ひとり親 等）	34	1	6	0	0	0	0	6	0	21

## 4 相談内容（複数可）

相談内容	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	都市計画課住宅係
立ち退きを迫られている。	10	0	2	0	0	0	0	1	0	7
家賃の支払いが滞っている。	20	17	0	0	1	0	0	0	2	0
近隣住民等とのトラブル	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2
連帯保証人がいない。	3	0	0	0	1	0	1	1	0	0
物件情報の収集・相談が困難	4	0	0	0	1	1	1	0	0	1
身体が不自由になること、認知症への不安	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現在の住まいで困っていることがある。（設備、居住面積、立地 等に関する事）	57	0	0	54	0	0	0	0	0	3
その他	89	0	18	8	2	2	1	11	0	47

## 5 助言内容（自由記載）

## 【健康福祉部生活福祉課母子父子自立支援・女性相談担当】

- ・保証人がいない場合の対応については、保証会社と提携がある物件等を確認してもらうように伝えた。
- ・立ち退きについて、慌てて相談してくるケースもある。契約書を確認し、退去日を具体的に確認するように助言。
- ・DV被害者や高齢者虐待にあたる場合は、転宅や転宅先についての対応策等の助言。

## 【あきる野市障がい者基幹相談支援センター】

- ・相談内容の9割は、障がい者用グループホームへの入居に関するものであり、一般住宅に関する相談は1割程度であった。
- ・グループホームについての相談が多かった。グループホームの制度利用、見学、利用調整等を行った。
- ・8050問題の所謂「50」の世代の方や、7040問題の「40」の世代の方やそのご家族から自立に向けてグループホームに入りたいといった相談が多かった。
- ・施設入所を希望される方も一定数おり、入所施設の空き状況の確認や情報提供等も随時行った。

## 【中部高齢者はつらつセンター】

- ・老健入所ではなく、特養へ特例入所の相談をするように勧めた。

## 【東部高齢者はつらつセンター】

- ・精神疾患の疑いがある単身者、親族（実兄・実妹、子供たち）からも関わりを拒否されている。友人宅に間借りし生活（賃貸アパート）。友人とのトラブルで友人としてはこれ以上一緒に住めないとこのことで住居がなくなってしまう恐れがある。西多摩保健所と連携し、病院受診を促す。

## 【都市計画課 住宅係】

- ・都営住宅、J K K（住宅供給公社）の案内
- ・経済的に苦しい場合については、生活保護等の案内